



平成19年5月14日

各位

会社名 株式会社ティラド
代表者名 取締役社長 宮崎 総一郎
(コード番号7236 東証第1部)
問合せ先 常務取締役 清水 国男
(TEL 03-3373-1101)

取締役および従業員に対するストックオプション（新株予約権）
に関するお知らせ

当社は、平成19年5月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役、執行役員及び従業員に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、平成19年6月27日開催予定の当社第105期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号の報酬に該当いたしますが、平成18年6月29日開催の第104期株主総会において年額2億5,000万円以内とする旨ご承認いただいている報酬限度額とは別枠にて、取締役5名の者に対して報酬等として新株予約権を付与することについてもあわせて承認を求めるものであります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、金銭の払込を要することなく、無償で新株予約権を発行するものであります。また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。なお、報酬等としての新株予約権の公正価額は割当日における諸条件をもとに、企業会計基準委員会が公表する「ストックオプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出いたします。
2. 新株予約権の払込金額
金銭の払込を要しないものとする。
3. 新株予約権の割当日
当社取締役会に委任するものとする。

4. 新株予約権の内容及び数の上限

(1) 新株予約権の数の上限

409個を上限とする。なお、このうち当社取締役が付与する新株予約権は33個を上限とする。(新株予約権1個当りの目的となる株式数は1,000株とする。ただし、下記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。)

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 409,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{株式数} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{株式数} \end{array} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当りの払込金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ。)とする。

ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{払込金額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{払込金額} \end{array} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。))に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\begin{array}{c} \text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数} \end{array}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数か

ら当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- (4) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より3年以内とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる時はその前営業日を最終日とする。
- (5) 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。
新株予約権の相続は認めない。
その他の権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議にもとづき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限については、取締役会の決議による承認を要する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 新株予約権の取得条項
当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、新株予約権の割当を受けた者が(5)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (10) 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会でその他の募集事項とあわせて定めるものとする。

(注) 上記の内容については、平成19年6月27日の当社第105期定時株主総会「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とします。

以上